

事務事業名	高額療養費支払事務				担当	市民生活部 国保年金課 国民健康保険係			
政策名	C	思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり				電話番号	0285-83-8123		
施策名	7	地域医療体制の充実				■ 実施計画上の主要事業			
基本事業名						事業期間	☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返（開始年度 昭和50 年度～） ☐ 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）		
法令根拠	国民健康保険法、国民健康保険法施行令・施行規則、真岡市国民健康保険規則								
予算科目	2.国民健康保険特別会計	2.保険給付費	2.高額療養費	2.高額療養費					
事業概要	医療水準の向上に伴い医療費が高額化しており、被保険者の一部負担金も過重となっている。こうした過重な自己負担の軽減を図るための制度である。 ・同じ人が同じ月内に同じ医療機関に支払った自己負担額が、一定の限度額を超えた場合、その超えた分の全額が支給される。 ・同一世帯で、同月内に21,000円以上の一部負担金を支払った場合が複数あり、さらにその合算額が限度額を超えた場合、超えた分が支給される。自己負担限度額は、低所得者や高額療養費が多発する世帯については特例措置が設けられている。高額療養費の支給を受ける場合は、領収書等必要書類を持参のうえ国民健康保険係で手続きしてもらう。								

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

①手段（主な活動） 27年度実績 ・国保連合会において各保険医療機関から請求されたものに対し審査確認後、高額療養費に該当する被保険者のリスト・申請書・通知用ハガキを作成し、市へ交付 ・市が通知用ハガキを該当者に通知 ・該当者が市へ申請手続き実施 ・申請受理後、高額療養費を支給 28年度計画 27年度に同じ		⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移						
		名称	単位	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(見込)
		ア 高額療養費支給件数	件	2,747	2,650	2,918	4,141	4,200
		イ 高額療養費支給額	千円	548,824	542,567	581,267	611,691	630,087
		ウ						
		エ						
		オ						
②対象（誰、何を対象にしているのか）*人や自然資源等 国民健康保険被保険者		⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移						
		名称	単位	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(見込)
		ア 国民健康保険被保険者数（4月1日現在）	人	25,356	25,048	24,560	24,099	23,361
		イ						
		ウ						
		エ						
		オ						
③意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 被保険者の医療費に係る経済的な負担を軽減できる		⑦成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移						
		名称	単位	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(見込)
		ア 申請した被保険者に対する支給割合	%	100	100	100	100	100
		イ						
		ウ						
		エ						
		オ						
④結果（どんな結果(上位施策)に結びつけるのか） 安心して医療機関を受診することによって、健康で元気に暮らしをしてもらう。		⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移						
		名称	単位	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(見込)
		ア 健康で元気に暮らしている市民の割合	%	—	80.2	81.0	83.5	84.0
		イ						
		ウ						
		エ						
		オ						

(2) 総事業費の推移			単位	24 年度(実績)	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(見込)	
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	160,449	151,534	156,854	168,100	167,038
		県支出金	千円	45,796	45,794	49,289	47,405	50,824	
		地方債	千円	0	0	0	0	0	
		その他	千円	254,884	267,130	274,955	294,777	299,454	
		一般財源	千円	87,695	78,109	100,169	101,410	112,771	
		事業費計 (A)	千円	548,824	542,567	581,267	611,692	630,087	
	人件費	正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1	
		延べ業務時間	時間	910	910	910	910	910	
		人件費計 (B)	千円	3,824	3,698	3,841	3,813	3,813	
		トータルコスト(A)+(B)	千円	552,648	546,265	585,108	615,505	633,900	

(3) 事務事業の環境変化・市民意見等	
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか。	国民健康保険法の規定により、市は高額療養費の支給を行うことになっている。
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？	・自己負担限度額は、当初から順次引き上げられている。 ・平成14年10月からは老人保健の対象年齢の引き上げにより70歳以上の人の区分が設けられ、個人単位の外来の限度額、世帯単位の外来と入院の限度額ができ、かなり複雑な制度となっている。 ・平成18年10月から限度額が変更された。 ・平成19年4月から、70歳未満の入院について、国保税完納世帯に限度額適用認定制度（現物給付）が創設されたため、窓口での申請件数が減少した。 ・平成20年4月の医療制度改正により、老人保健制度該当の国保加入者が後期高齢者医療制度へ移行したことにより国保加入者数が減少した。 ・平成21年3月23日二宮町との合併により国保加入者数が増加したが、以降減少傾向にある。 ・平成27年1月以降、自己負担限度額の区分が細分化され、該当者が増加した。
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	・月ごとの申請なので、初回申請すれば毎月申請しなくても済むようにしてほしいとの要望がある。 ・月をまたぐ場合、ひとつの診療として高額に該当させてほしいとの要望がある。

2. 1 次評価の部 *原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価	①政策体系との整合性 ・この事務事業の目的は、市の政策体系に結びつくか？ ・意図することが結果（上位施策）に結びついているか？	☒ 結びついている ☐ 見直し余地がある 国民健康保険法の規定に基づき高額療養費を支給している。
	②公共関与の妥当性 ・なぜこの事務事業を市が行わなければならないのか？ ・税金を投入して達成する目的か？	☒ 妥当である ☐ 見直し余地がある 国民健康保険法に規定されている。
	③対象と意図の妥当性 ・対象を限定・追加すべきか？ ・意図を限定・拡充すべきか？	☒ 適切である ☐ 対象を見直す必要がある ☐ 意図を見直す必要がある 国民健康保険法により実施している。
有効性評価	④成果の向上余地 ・成果を向上させる余地はあるか？ ・成果の現状水準とあるべき水準の差異はないか？ ・何が原因で成果向上が期待できないのか？	☒ 向上余地はない ☐ 向上余地がある 申請に対して全て支給している。
	⑤廃止・休止の成果への影響 ・事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☒ 影響がある ☐ 影響がない 被保険者の医療費の負担が増大する。 （国民健康保険法に定められている。）
	⑥類似事業との統合や連携の可能性 ・他に、類似の形態の事務事業はないか？	☐ 類似事業がある（類似の事務事業名を記載） ☒ 類似事業はない
	・類似事業がある場合、その事業と統合したり連携を図ることができるか？	☐ 他の事業と統合・連携ができる ☐ 他の事業と統合・連携できない
効率性評価	⑦事業費の削減余地 ・成果を下げずに事業費を削減できないか？ （仕様や工法の適正化、住民の協力など）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 最小限の経費で行っている。
	⑧人件費（延べ業務時間）の削減余地 ・やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？ ・成果を下げずに正社員以外の職員や委託でできないか（アウトソーシングなど）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 最小限の人件費で行っている。
公平性評価	⑨受益機会・費用負担の適正化余地 ・事業の内容が一部の受益者に偏って不公平ではないか？ ・受益者負担が公正・公平になっているか？	☒ 公正・公平である ☐ 見直し余地がある 国民健康保険法に規定された給付である。

3. 改革・改善方向の部

(1) 改革の方向性（改革案・実行計画） ☐ 廃止 ☐ 見直し（ ☐ ：目的妥当性 ☐ ：有効性 ☐ ：効率性 ☐ ：公平性） ☐ 統合 ☒ 継続	(3) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
			コスト																					
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○																					
	低下																							
(2) 改革、改善を実現する上で克服すべき課題は何か？それをどう克服していくか？																								

4. 事務事業の 2 次評価結果（事業の総括と事業の方向性）

(1) 1 次評価結果の客観性と出来具合 ☐ 記述説明不足（説明責任不充分） ☐ 評価内容が客観性を欠く ☒ 評価内容は客観的と言える		(5) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
			コスト																						
			削減	維持	増加																				
成果	向上																								
	維持		○																						
	低下																								
(2) 2 次評価者としての評価結果 ①目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ②有効性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ③効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり																									
(3) 2 次評価者として判断した今後の事業の方向性 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的絞込み ☐ 目的拡充 ☐ 事業統廃合 ☐ 事業のやり方改善 ☐ 予算削減 ☐ 予算増大 ☒ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）	(4) その他 2 次評価会議で指摘された事項																								